



## 第41号 平成25年3月29日発行

発行

#### 長野県企画部県民協働·NPO課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階 TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258 長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」 Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



△地元の食材を使ったメニューの「松代まち歩きレストラン」 第3木曜日営業

⊲まち歩きガイドの講習で松代民話紙芝居を上演

(保存版) 事業報告書等の作成ポイント&チェックリスト

## 決算が終わったら、事業報告書の提出をお忘れなく!

県内の認定NPO法人・新NPO法人紹介 民間によるNPO活動支援組織「アイダオ」が設立されました 平成25年度 長野県ではこんなことに取り組みます!

### 「長野県協働宣言」にご賛同いただける団体を大募集!

信州協働推進ビジョンに基づく、NPOや企業、市町村等様々な主体と の協働を進める長野県の取組に賛同宣言していただける団体を、広く募 集しています。

詳細は:折り込み記事をご覧ください。

### NPOの今を考えるシリーズ 第4回

## 協働の社会像

長野県は、平成23(2011)、24(2012)年度の2年間、新しい公共支援・推進事業に取り組んできました。その結果、寄附募集による公共的活動支援の仕組みやプロボノ人材によるNPO活動支援の体制が整備され、平成25(2013)年度から始動します。また、新しい協働指針である「信州協働推進ビジョン」が策定され、長野県は様々な民間の主体との協働を一層推進していくこととなります。NPOなど協働の担い手にとっては、活動拡大の機会にもなります。

#### 1 新しい公共支援・推進事業の成果の活用

平成 24 年度までの2年間、長野県が取り組んできた新しい公共支援・推進事業では、NPOが抱える二つの課題、すなわち財務面と人材面の基盤の弱さに対応するための事業を実施してきました。

これにより、NPO等が行う公共的活動を寄附によ り応援してもらうための仕組み「長野県みらいべー ス」ができ、特定非営利活動法人「長野県みらい基金」 により本年4月から寄附募集事業が始まります。ま た、NPO活動を支援する新たな中間支援組織が設立 されましたし、従来から活動している団体を含め、県 内各地の中間支援組織にプロボノ人材が登録され、N POの運営に関する様々な相談に応じる体制が充実 します。ここでいうプロボノ人材は、新しい公共支援・ 推進事業で実施した専門講座においてNPOについ て学んだ人たちで、県内の中間支援組織に登録して、 民間企業等で培った知識・経験・スキルを活かし、N POの会計、人事労務、広報、事業計画づくりなど様々 な面でNPOの活動を支援します。その他、新しい公 共支援・推進事業の内容については、これまでご紹介 してきたとおりです。

本シリーズの第1回(第38号)でも述べたように、あるべき協働を進めるためには、そこに参加する自立した主体が、互いに対等な関係で、共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現に取り組むことが必要です。NPOが、それぞれの活動目的の実現のため、自立度と事業遂行力を高めるべく、2年間の新しい公共支援・推進事業を通じて整備された仕組みを有効に活用していただくことをお勧めします。

#### 2 信州協働推進ビジョン

新しい公共支援・推進事業に伴うもう一つの成果が、「信州協働推進ビジョン」です。県民協働を進める信州円卓会議において、県内のNPO関係者をはじめ、各界の有識者にご議論いただいて、策定されました。

長野県では、平成 15 (2003) 年 12 月に「NPOと行政との協働指針」を定め、協働を推進してきたところですが、その後の状況の変化を踏まえ、多様な民間の主体と行政による協働を一層推進するため、平成25(2013) 年3月、新しい協働指針としての「信州協働推進ビジョン」を策定しました。

「信州協働推進ビジョン」は、協働の実践につながる指針とすることを旨に作られているのが特徴です。

そのため、ビジョンの記載は、協働の原則(ルール) や創造的協働を生み出すために行うべき活動(アクション)、県の基本施策などに絞り、全体的に軽量なものになっています。協働の原則(ルール)には、協働の場に集う全ての主体が理解し、守るべき重要な事柄として、次の5つを挙げています。

原則1 目的・目標の共有

原則2 各主体の特性・強みの相互理解と尊重

原則3 役割の明確化と共有

原則4 過程の共有

原則5 評価の実施と公開、改善

また、「協働推進ビジョン」に併せ、協働のコツを記載した「かんたんガイド」(民間の主体向け、行政職員向け)を作成し、NPO法人、市町村、県の各部署等に配布したほか、協働の基本的考え方や協働の手段等について詳細に解説した「協働の手引」を作成しました。「協働の手引」は、行政職員に協働を正しく理解してもらい、協働の取組を拡大するために作成したものですが、長野県ホームページに掲載されていますので、NPOはじめ民間の主体にもご覧いただくと、協働への理解が一層深まるものと思います。これらを活用することにより、具体的な協働の取り組み方などが理解でき、協働の実践へとつながるものと期待されます。

「信州協働推進ビジョン」に基づき、県は様々な主体 との協働を積極的に進めるとともに、市町村や民間の 主体に対してビジョンの内容を紹介し、賛同の輪を広げながら民間と行政、民間の主体同士の協働が拡大するよう取り組みます。

加えて、県の協働推進窓口としての「協働コーディネートデスク」を、本年4月から県民協働・NPO課に設置します。そこでは、「県に対して協働提案を行いたいのだけれど、どの部署に提案していいのか分からない」「複数の部署に関係する提案なので、コーディネートしてほしい」というような場合に、NPO等からの提案を受け付けたり、協働に関する何でも相談をお受けしたりします。「協働コーディネートデスク」は、民間の中間支援組織の参画を得て、協働して運営しますので、NPO等にとって相談しやすい窓口になります。

#### 3 協働の社会像

このように平成25(2013)年は、長野県の協働が、拡大に向け新しい局面を迎える年です。NPOなど協働の担い手にとっては、活動拡大の機会にもなります。

もう一度思い出してください。NPOには、広範な民間非営利組織が含まれます。特定非営利活動法人(NPO法人)だけでなく、ボランティア団体、多様な市民活動団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等、その範囲はたいへん幅広いものです。私たちの身のまわりには、たくさんのNPOがあります。私たちは、自らの関心や趣味、得意分野、立場等に応じていろいろなNPO活動に参加することができます。30代以上の人であれば誰でもいくつかのNPO活動に参加したことがあるでしょう。「自ら参加し、活動する。」NPO活動は、主体的なものです。このことがとても大切です。

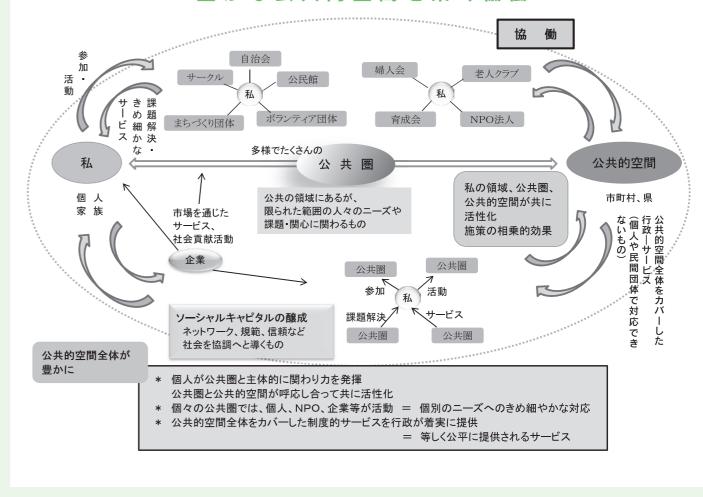
またNPOは、地域の様々な課題の解決に取り組んだり、医療福祉等のサービスを提供したりする存在でもあります。公共のニーズは極めて多様です。市町村や県という公共的空間全体に共通するニーズもあれば、特定の地域や限られた範囲の人の課題や関心に関わるものもあります。NPOは、それら特定の領域(公共圏)のニーズに寄り添って、選択的にきめ細やかな対応をすることができます(第39号参照)。この部分

は、行政が法令等に基づき責任を持って実施する制度的サービス(=等しく公平に提供されるサービス)にはないものです。NPOのほか、民間企業も市場を通じてサービスを提供したり、社会貢献活動を行ったりします。行政と民間、両者あいまって、はじめて公共のニーズ全体に対する質の高いサービスが提供されます

こうして、様々な主体が協働することによって、公共的空間は成り立っています。行政は政策や施策のあり方、実施の仕組み等を工夫し、行政が担うべき公的サービスを持続的に提供し、住民の安心を確保するための取組を進めているわけですが、人々が自ら主体的にNPO等の活動に参加し力を発揮することによって、個々の公共圏が元気になるとともに、きめ細やかなサービスの提供、最適な課題解決ができます。また、その活力は公共的空間全体に伝わっていきます。このような関係性の下では、ネットワーク、規範、信頼といった社会的なつながりであり共通の目的に向けて効果的に協調行動へと導く社会組織の特徴としての「ソーシャルキャピタル」が醸成されます(第39号参照)。行政の施策の効果も、より相乗的なものになり、高まります。

個人も公共圏も公共的空間も共に活性化し、公共的空間が豊かになる。これが協働の社会像なのです。

### 豊かな公共的空間を築く協働



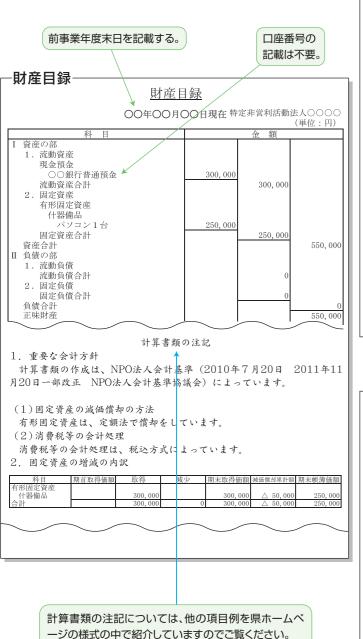
NPO法人は、事業年度終了後3か月以内に、事業報告書等を作成して県に提出しなけれ ばなりません。

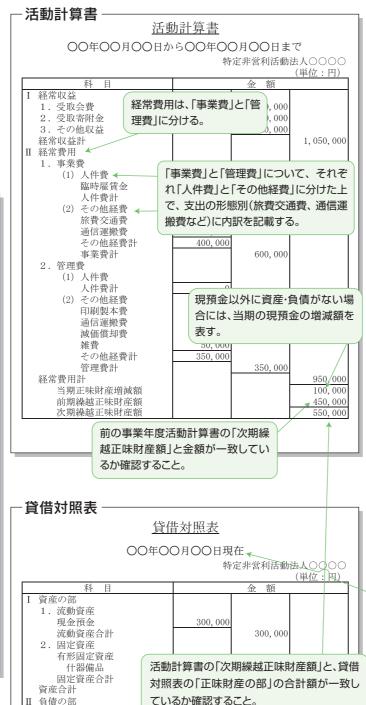
NPO法人の皆さまが行う情報公開が、より正確な内容で、より分かりやすく行なわれる よう以下の事業報告書等の作成のポイントを参考にしてください。

\*様式例は、長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」 「NPO申請・届出様式」からダウンロードできます。

3月決算法人の事業報告書等の 提出期限は、6月30日です。

## 事業報告書等の作成のポイント





450 000

100 000

550,000

負債の部

1. 流動負債

2. 固定負債 固定負債合計

負債合計

Ⅲ 正味財産の部

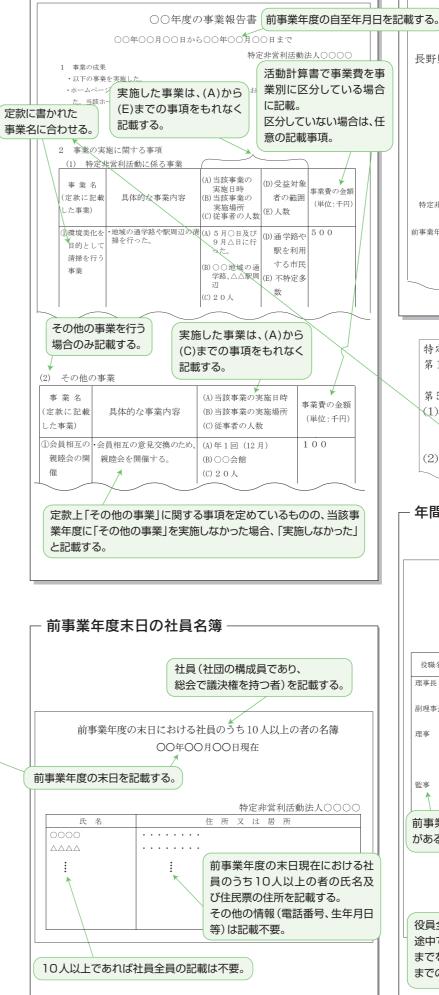
正味財産合計

流動負債合計

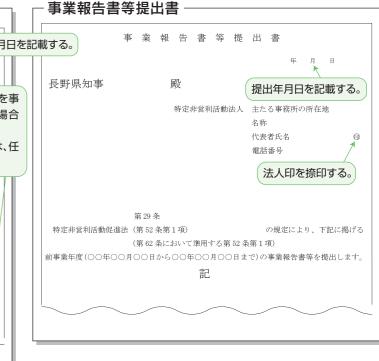
前期繰越下味財産

負債及び正味財産合計

当期下味財産増加額



事業報告書



①環境美化を目的として清掃を行う事業

第5条 この法人は、・・・次に掲げる種類の事業を行う。

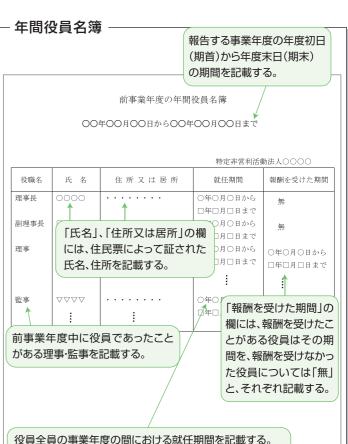
特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

(1)特定非営利活動に係る事業

(途中省略)

(2)その他事業

②□□□□事業



途中で辞任した者については、年度初日(期首)から辞任日

までを、新任の者については、就任日から年度末日(期末)

までの期間を記載する。

## 年度末尼なります。NPO法外として以下の手続についてを確認ください。

1 事業報告書等の提出・・・・・前ページの「事業報告書等の作成のポイント」をご覧ください。

2 役員変更等届出書の提出・・・役員に変更 (再任も含む) があった場合、届出が必要です。

法務局への登記もお忘れなく。

3 定款変更の手続・・・・・・・ H24.4月の法改正に伴う定款の変更が必要です。

同封した「定款変更はお済みですか?」を参照し手続を行っ

てください。

## 事業報告書等チェックリスト

チェック項目		✔欄	チェック項目	✔欄
全 般		活動計算書(収支計算書)・貸借対照表・財産目録		
提出期限内に県へ提出できますか?			計算ミスはありませんか?	
以下の書類がそろっていますか? (略称で記載)		各計算書類の正味財産は一致していますか?		
①事業報告書等提出書 (1部提出)		活動計算書(収支計算書)及び貸借対照表について前の事業年度の「次期繰越正味財産額」と今回		
②事業報告書			の事業年度の「前期繰越正味財産額」は一致していますか?	
③活動計算書(収支計算書)※			いますが?   活動計算書(収支計算書)について、「その他事業」を	
④貸借対照表	〉 - (2 部ずつ提出)		定款で定めている場合は、表の列を区分し記載して	
⑤財産目録			いますか? (「その他事業」を実施しなかった場合は、「その他事業」欄の数字を全てゼロにするか、欄外に「今年度は その他事業を実施していません。」と記載します。)	
⑥年間役員名簿				
⑦前事業年度末日の社員名簿			年間役員名簿	
事業報告書		提出済みの「役員変更等届出書」と整合は取れて		
事業年度の期間は正しく記載されていますか?			─ いますか? _ (役員の変更は、「役員変更等届出書」の提出が必	
定款に定めた事業名ごとに実施内容を記載して いますか?			要です。)	
			役員の人数は、定款に定められたとおりですか? 	
定款に「その他事業」を定めている場合、「その他事業」についても記載していますか? (「その他事業」を実施しなかった場合はその 旨記載します)			役員の就任期間は正しく記載されていますか?	
			報酬を受けた期間は、正しく記載されていますか? (報酬がなかった場合は、「無」と記載します)	
			前事業年度末日の社員名簿	
事業報告書の支出額と活動計算書(収支計算書) の支出額が一致していますか?			氏名と住所以外の記載はありませんか? (電話番号などは不要です)	

※平成24年4月1日以降に開始する事業年度から従来の「収支計算書」は「活動計算書」(活動 に係る実績を記載するもの)に改められました。当分の間「収支計算書」でも可としますが、順 次切り替えをお願いします。

# 県内の認定NPO法人紹介 長野県が認定したNPO法人を紹介します。

NPO 法人名・代表者名・主たる事務所・有効期間

びすけっと

本島多勢子

下伊那郡高森町下市田2980番地1

平成25年1月22日~平成30年1月21日

## 新NPO法人紹介

新たに設立の届出があった14法人を紹介します。

NPO 法人名・目的(定款のとおり)・主たる事務所

#### 佐久卓球振興会

この法人は、不特定多数の一般市民に対して、卓球に関す る幅広い活動を行い、スポーツの振興、健康や福祉の維持 増進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(佐久市前山530番地)

#### 小諸・高峰森の会

この法人は、小諸の地域に共生する人々に、(1)「小諸八重紅 枝垂れ」の普及及び植林、公園整備などを通じて森の再生に 寄与すること、(2) 高齢・病気や後継者不足などで耕作不能 地の再生に寄与することを目的とする。

(小諸市己56番地)

#### 全佐久スピードスケートクラブ

この法人は佐久市及び南佐久郡の子どもに対して、スピー ドスケートの競技力向上に関する事業を行い、スピードス ケートの競技人口の増加に寄与することを目的とする。

(佐久市勝間83番地1)

#### 地球環境フォーラム長野

この法人は、次世代を担う子供達に対して地球環境の保全 活動に取り組み、主に低炭素社会の実現に関する事業を行 い、地域コミュニティの活性化と自立型循環社会の実現に 寄与することを目的とする。もって希望ある未来を子供達 に橋渡しする。

(長野市大字若槻団地3番地199)

#### 良風来

この法人は、要支援者、要介護者、障害者に関わる、介護 保険等に関連する事業を行い、医療、介護、福祉に貢献す ることを目的とする。

(須坂市大字五関152番地4)

#### 信州元気塾

この法人は、障がい者及び企業に対して障がい者の雇用機 会の拡充、就業環境の向上のための啓発活動やリサイクル に関する事業を行い、排出物のリサイクル率の向上や障が い者にやさしい社会実現に寄与することを目的とする。

(上田市常入1丁目1番23号)

#### 故郷ネットワークたけのこの会

この法人は、高齢者及び障害者に対して、生活の質的向上 と社会的自立に関する事業を行い、故郷長野の発展に寄与 することを目的とする。

(上田市塩川931番地3)

#### ケアアンドキュア

この法人は、高齢者、障害者とその家族に対し、介護事業 及び地域住民に向けて介護に関しての啓発事業を行う。ま た、地域住民の健康増進のための知識普及のための啓発事 業を行い、保健、医療の増進に寄与するとともに、地域福 祉の向上に寄与することを目的とする。

(飯田市北方1270番4号)

#### 子供と親の安全網エムイーセイフティながの

この法人は、社会教育の推進を図り、地域安全の促進、子 供たちの健全育成、家庭環境の整備に寄与することを目的 とし、子供(主に小、中学生)と子を持つ親(主に小、中 学生の親)に対して積極的働きかけを行うとともに、未来 ある子供及び親を主体とした地域社会を対象に学校訪問、 民間企業活動拠点(工事現場、コンビニ、GS、病院他) 訪問事業、情報の提供 (機関紙、パンフ、冊子他) 事業、 コミュニティスペース (店舗、事務所他) 展開事業の三項 目をふまえ、ボランティア活動など地域に密着した安全維 持の為の事業全体を実施する。

(長野市篠ノ井小森716番地1)

#### みんなの居場所 未来スペース

この法人は、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰 もが自分らしく居られて、ほっと出来る居場所フリース ペースであることを基本とする。

また、地域社会に根ざして、この法人の支援を必要とする 全ての人々に対し、心身共に健康で文化的な暮らしが送れ るように、またその為に必要な力がつくように支援し、福 祉の向上に寄与することを目的とする。

(埴科郡坂城町大字坂城9322)

#### 千曲市環境市民会議

市民会議は、千曲市環境基本計画に基づき、その実践活 動・進行管理・評価・調査研究・環境教育等の環境保全活 動を推進し、環境に係わる事業を通じて住民の地域活動を 支援し、自然と共生する住みよいまちづくりの実現と、持 続可能循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(千曲市大字杭瀬下84番地)

#### ゆうあい

この法人は、超高齢化社会を迎え、高齢者が介護を必要と する状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送 れるように、その人の尊厳を支えるケアを基本に、身体ケ ア、認知症高齢者に対応したケアを行い、被介護者、家族 及びその地域に寄与することを目的とする。

(長野市上松2丁目27番2号)

#### アイダオ

この法人は、広く一般市民の公益に資するため、主に東信 地域で活動する特定非営利活動法人・団体(以下「NP 〇」という。) の中間支援組織 (インターミディアリー) として、地域情報ネットワークの核となり、NPOの自 立・発展を継続的に支援し、行政や企業との健全で対等な パートナーシップを築き、これらの活動を通じて連携と協 働の促進を図り、豊かで持続性のある市民社会の創造に寄 与することを目的とする。

(上田市本郷1524番地1)

#### 交通教育とらふぃっくSisters

この法人は、交通安全教育を通じ、すべての人との係りの 中で、いのちの大切さを訴え、交通事故のない安全で安心 な社会の実現に寄与することを目的とする。

(塩尻市大門六番町4番20号)



#### 民間心をおりりの活動支援組織

### 「アイタオ」が設立されました

県では、本年度、新しい公共支援・推進事業として新たなNPO活動支援組織(中間支援組織)の立上げを支援してきました。

これまで東信地域には民間の中間支援組織がありませんでしたが、2月12日に「特定非営利活動法人アイダオ」が設立され、今後、東信地域を中心としたNPO活動が一層活発になることが期待されます。

### アイダオ=「間」をつなぐの意

お問い合わせ 上田市本郷1524番地1 TEL: 0268-39-3080

企業・個人・地域という「枠」を超えて人々の「想い」を つなぐ「アイダ」になることを目指して活動 ホームページ: http://aidao.jp/ 理 事 長: 長岡 秀貴 事務局長: 上野 良太

#### 主な事業内容

- (1) NPOの経営支援のための調査・分析・調査結果の公開
- (2) NPOの資金開拓=ファンドレイジング事業
  - ① BOOK TO THE FUTURE (中古書籍の買取金をNPOに寄附する仕組み)
  - ② ハガキフ (書き損じはがきの切手を現金化してNPOに寄附する仕組み)
  - ③ 寄附自販機(寄附付き自動販売機の設置)

#### ■ 県内にはほかにも次のような民間のNPO活動支援組織があります。

名 称 等	電話番号
NPO法人 長野県NPOセンター(長野市)	026-269-0015
NPO法人 NPO夢バンク(長野市)	026-223-4321
NPO法人 くらりnet(飯田市)	0265-56-8056
NPO法人 八ヶ岳南麓まちづくり会議(富士見町)	090-3333-5182
地域活動応援チーム えんのわ (塩尻市)	050-3639-2388

### 平成25年度 長野県ではごんなごとに取り組みます!

施策のポイントは、平成23・24年度の新しい公共支援・推進事業の成果を活かしながら

- ○NPOの自立と自律につながる活動支援の充実
- ○県民協働の推進による「新しい公共」の拡大を図ることです。

#### 【主な事業及び取組】

#### 県民協働の推進

協働の提案受付・実施支援を行う一元的窓口を設置し、 県民と県の各部署との調整役及びNPO活動の支援拠点 となって、県民協働を推進します。

- ・ 協働コーディネートデスクの設置 (詳しくは折り込み記事をご覧ください。) (中間支援組織と一緒に運営して、県民と県の各部署との協働を一元的に支援)
- ・「信州協働推進ビジョン」 の運用・周知 (詳しくは折り込み記事をご覧ください。) (協働事例集、協働ガイドブック、協働マニュアル等の活用)
- ・「市民活動応援協議会」(仮称)の設置 (県内の協働を促進するために連携した取り組み)

#### NPO活動の環境整備

公共的活動を資金面で支える仕組み及び人材支援の取組 みとの連携や、基盤充実のための講座等を行います。

- ・ 「長野県みらいベース」 (公共的活動を支援する寄附募集の仕組み) の運用の支援
- ・NPO向け融資の促進(金融機関及びNPO夢バンクと連携)
- ・中間支援組織との連携によるNPO活動の支援 (人材応援センター機能の活用)
- ・NPO運営セミナーの実施 (会計・税務、運営管理の基礎、認定NPO法人制度)
- ・NPO活動サポート事業 (県の不要物品の提供)

#### NPO法人の設立・認定支援

法の所轄庁として、NPO法人の認証・認定に係る事務と相談を行い、制度の適正運用と普及を図ります。

- ·NPO法人認証事務、NPO法人設立支援等相談
- ・NPO法人認定事務、認定を促進するための相談
- ・認証及び認定制度に関する情報提供

#### 情報提供・啓発

NPOに対する理解や制度利用促進のため、広く情報提供を行います。

- 「NPO通信」の発行(年4回発行します。)
- ・県政出前講座の実施 (ご要望承ります!)
- ・NPOの広場の実施

#### 新しい公共支援・推進事業

2年間の当事業の成果の取りまとめと公表・評価を行い ます.

#### ・県民協働を進める信州円卓会議の開催

※ 詳しくお知りになりたい場合は、長野県企画部県民協働・NPO課までお問い合わせください。